

国土交通省独立行政法人評価委員会

海上災害防止センター分科会第4回議事録

平成16年7月30日(金) 10:00~12:00

於・合同庁舎3号館4階 特別会議室

【事務局】 定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会の第4回海上災害防止センター分科会を開会させていただきます。

本日は大変暑い中の開催となりましたが、委員の皆様方には御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の議事進行につきまして、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私の方で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は業務実績の評価に基づきましてセンターの業績評価を実施していただくものでございます。本日御出席いただきました委員の御紹介につきましては、まことに恐縮ではございますが、お手元に配付させていただいております座席表をもってかえさせていただきます。と思います。

また、本日は国土交通省の政策評価官室から木場政策評価官の御出席をいただく予定でしたが、所用につき、尾本企画官に御出席いただいておりますので、あわせて御紹介させていただきます。

また、本日は工藤委員と藤野委員は御都合により欠席ということで、8名中6名の委員の御出席をいただいております。これは過半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

また、本日は業績評価という分科会の性格上、独立行政法人海上災害防止センターの職員は欠席しておりますので、御了承ください。

本日の分科会の結果の取り扱いについてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまして、委員長の同意を得た上で、分科会の議決をもって委員会の議決とすることとされておりますので、後日、木村委員長に報告・了承いただきまして、委員会の議決とすることとなります。

また、本日の会議の公開については、冒頭部分のみ公開としておりますが、業務実績の審議の過程につきましては非公開としております。したがって、本日お配りしました資料につきましても、原則は公表扱いとさせていただいておりますが、右肩に「対外非公開」と表示してありますものは非公表とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、これまでと同様、議事概要及び議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきますが、業務実績の評価につきましては、議事概要には主な意見を記載す

ることとして、議事録には発言者名を記載せずに公表することとしておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お手元にお配りしております資料は次のとおりでございますので、御確認をお願いします。

まず座席表でございます。それから委員名簿と議事次第が入っております。それから、資料として、資料1が、右肩に「対外非公表」とありますが、「業務実績評価シート（分科会長試案）」でございます。それから、資料2も同じく右肩に「対外非公表」とありますが、「業務実績評価シート」で「分科会長試案」と書かれていないものでございます。それから、資料3が「平成15年度業務実績報告書」でございます。資料4は平成15年度の「独立行政法人海上災害防止センター防災措置業務勘定財務諸表」でございます。

それから、参考1として前回の第3回分科会の議事要旨、参考2として第3回分科会の議事録、それから参考3 - 1から3 - 4まで関係法令をつけさせていただいております。

それでは議事に進ませていただきます。議事進行につきましては、分科会長、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 それでは早速本日の議題に入りたいと思ひます。

本日の議題はセンターの実績報告に基づく実績評価ですが、この点につきましては前回の本分科会で分科会長試案を作成するというを御了承いただきましたので、それに基づく検討をお願いすることになります。

初めに、実績評価の評点、総合評価の評点等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 おはようございます。

雑駁な説明になって申しわけありませんが、参考資料3 - 4の最後の紙、5 / 6ページをごらんいただきたいと思ひます。

分科会長試案の業績評価シートをお配りしてはありますが、その概要につきましては、このページにありますように「3点」から「2点」「1点」「0点」という評点を各項目ごとにいただきます。「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」というのが2点で、中期目標達成に向けて特に優れているとお認めいただいた場合は3点、それから概ね着実な実施状況にあると認められる場合が1点、改めて業務の改善が必要であるという評定の場合は0点ということで評点をいただきたいと思っております。

それから、各項目の合計点数、例えば今回の場合は19項目ありますので、19項目を2倍いたしまして38点が100%の基準になりますけれども、合計の得点数を19項目×2の38点で割った数値が100%、あるいは130%、70%ということで評価がなされることになります。

資料があちこちへ行って申しわけないのですが、資料1の12ページに分科会長試案ということで説明しております。先ほどの点数が100%以上から130%未満の場合には、一番上の「業務運営評価」が「順調」のところに丸がつきます。それ以上ですと「極めて順調」、あるいは70%以上から100%未満の場合は「概ね順調」という評価がなされます。そして中段の「自主改善努力評価」のところで、評定として「相当程度の実践的努力が認められる」という場合、あるいは認められない場合には「-」ということで評定の理由を付させていただきます。それから、最後になりますけれども、「業務全般に関する意見」もいただきまして、この三つの評価を総合的に勘案いたしまして今回のセンターの評定につなげていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

【分科会長】 ただいまの事務局の御説明について委員の方々から何か質問等はございますか。よろしゅうございますか。

そうしますと、評価の基準につきましては「3点」から「0点」で評価をすることになります。

そこで資料1に私の試案としての評価をつけさせていただきましたけれども、これについて御議論をお願いしたいと思います。進め方としては、項目ごとに事務局の方から説明をしていただいた上で、それをもとに議論をして、この評価でよいかどうかということを決める、こういう形で進めたいと思います。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

【事務局】 それでは、項目ごとに説明させていただきます。評定の理由を説明したいと思います。資料1の業績評価シートで説明いたしまして、資料3の業務実績報告書にも目を移しながら、一つずつ項目を挙げていきたいと思ひます。

まず第1項目、中期目標・中期計画に対して今回の平成15年度の計画は、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置として、組織運営の効率化を推進していこうということを計画に掲げております。具体的には、今回、石油公団が独立行政法人化されておひまして、国家石油備蓄基地の会社から受託しておひます排出油防除資機材の維持体制を効率的な体制とすることにしたい。具体的には、函館、佐世保、鹿児島にあります国備基地の資機材の維持管理、あるいは訓練の業務について効率的に行うべく検討するという計画を立てました。

今回は15年度、期日的には15年10月1日から16年3月31日までの半年間という短い間でしたけれども、ここにございますように3支所における排出油防除機材の維持管理あるいは訓練体制の効率的な体制を検討いたしました。具体的には、16年度の頭に函館支所を廃止いたしまして、資機材の維持管理について、業績評価にもございますが、舁で資機材を準備しているような「防災舁」方式の効率化を図るという観点から、陸上方式に変更いたしまして所要の見直しを実施したと

ということです。

そこで、事務局あるいは分科会長の試案といたしましては、15年度の計画を着実に実施していると認められるのではないかとということで、評定として「2点」を案として挙げさせていただいております。

以上です。

【分科会長】 まず最初の項目ですけれども、中期計画の中での平成15年度の計画をどの程度達成しているかということで、非常に優れたもの場合は3点、着実な実施状況にあるものが2点ということで、評定理由にありますように、着実に実施しているということで2点というのが試案ですけれども、いかがでしょうか。

【委員】 評定期間は16年の4月以降ですか。

【事務局】 今回の評価期間は、15年度に独立行政法人化されましたので、15年10月1日から16年の3月31日までです。

【委員】 函館支所の廃止は16年のいつですか。

【事務局】 4月頭です。

【委員】 4月ですね。では、これ自体は本年度に入ってこないんですね。

【事務局】 支所の組織そのものは4月に入ってからですけれども、人員については15年度内に削減しているということでございます。

【分科会長】 実質的に廃止に向けての体制づくりは15年度中に終わったという説明だと思えます。

【委員】 終わったということですね。それなら、ここにそう書いておいた方がいいのではないですか。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 実質的には人員の削減は15年度で終わったということを書いておいた方がベターだと思います。

【分科会長】 そうですね。その方がより正確ですから、そのような表現に改めることにいたしまして、評定そのものの2点ということにつきましては、何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 それでは、第1の項目につきましては、「函館支所廃止」云々の部分をもう少し正確に表現することにしまして了承いただいたということでございます。

では、次の項目をお願いします。

【事務局】 了解いたしました。

資料があちこちに行って申しわけないのですが、資料3の「業務実績報告書」の中間ほどに四角囲いで資料1とか資料2というページがありますので、その漫画絵なども見比べながら御説明を聞いていただきたいと思います。

実績報告書の資料2に沿いまして、次の項目を説明いたします。

(2) 業務運営の効率化の推進ということで、一般管理費につきまして事務所の借上料を削減したいという計画を立てまして、今回、「評定理由」の欄にありますように、主たる事務所を東京新宿区の高田馬場から一旦、東京都中央区の明石町に移転しまして、16年4月に横浜市の方に主たる事務所を移転しております。この移転したことを受けまして、借料は年に換算して1400万円ほどの削減を実施したということでございます。

横浜に移転した理由は、ここにもございますように、川崎に消防船を持っている、あるいは訓練所が横須賀にある、それから海上保安庁はじめ主務官庁が東京にあること等を勘案しまして、新しい事務所を探しまして、現在の横浜の事務所に移転しました。同時に、今回、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律を形式的に改正いたしまして、独法の主たる根拠地も法律的にも改正をいただいていることとなります。

以上です。

【分科会長】 (2)の の項目につきまして御説明がありましたけれども、いかがでしょうか。御自由に御意見をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「いいですね」の声あり〕

【分科会長】 それでは、了承いただきましたということで、次の に移りたいと思います。お願いいたします。

【事務局】 それでは、次の項目、資料は資料3の絵柄になります。

事業費につきまして、経費を削減するために国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制の見直しを行うということで、現在、北海道・東北地区の国備基地、そして北九州、南九州という国備の体制につきまして、この絵柄にありますように、それぞれ効率化に向けて所要の措置をとった。

具体的には、「かいもん」「いそかぜ」「あとむ」と書いてありますが、こういった防災の浮に防災資機材を積んでおりましたけれども、これをすべて廃止いたしまして、陸上に保管する形式に変えた。それから、こういう船型の防災資機材を積んでいる浮に搭載しておりましたオイルフェンス、油回収装置などにつきましては、この絵に示してありますように、それぞれ配置替えをして、所要の効率化を図ったということになっております。これらの措置によりまして、事業費は年換算

で 1800 万円弱の経費を削減することを実現しております。

以上です。

【分科会長】 この項目で「意見」がありまして、「15 年度計画のなかで、具体的な目標を設定するべきではなかったのか検討する必要がある。」とありますが、この趣旨についても少し御説明ください。

【事務局】 事業費につきましては額を 5 %程度削減していきましょうという中期計画を国の方から独法に対してお示ししているわけですが、独法の 15 年度計画で、事業費については「維持体制の見直しを行う」といった若干具体性に欠けるような計画が掲げられ、今回実施したものにつきましては今説明したような削減を実施したということですので、全体的な中期計画の中で 15 年度に実施した削減の位置づけがわかりにくいということもありまして、計画の中で具体的な目標を設定して、それを説明できる形で実施した方がよかったのではないかと、独法の方に申し伝えたいと考えております。

【分科会長】 結局、15 年度の事業目標がかなり漠然とした形になっている。漠然としてはおりますけれども、15 年度の目標としては着実に実施したという評価ができる。しかし、今後、年度計画を立てるに当たっては、より具体的な目標を示すような年度計画にした方がいいのではないかと、そういう補足の意見をつけた上で「2点」という評価を与えようと、こういう趣旨でございます。

この項目について、いかがでしょう。

【委員】 5%でしょう。そうすると「3」にできるんじゃないですか。

5年間で5%でしょう。この額でいったら、パーセント率からいくと相当のパーセントに行くんじゃないですか。

【委員】 私まさに委員がおっしゃったことと同じことを念のために伺おうと思っていました。

評定についての御提案については全く異論ありませんけれども、その前の のところもそうですが、中期計画に関して計画期間全体でパーセンテージが示されている。それから、15 年度についてはそこが「着実な実施状況にある」という絶対額で出ています。そうすると、それが可能なのかどうかはわかりませんが、中期計画で示されたパーセンテージとの関連において着実なのかどうかというのが、絶対額だけではパッと見たときにわからないものですから、そういう表記の仕方が可能なのかどうかということをお伺いしようと思ったんです。

【委員】 出されないとおかしいね。中期目標は 5 %と書いてあるのだから、15 年度で、ある意味で中期計画をオーバーしてしまっているのではないの。違いますか。そうすると、これは「3」でしょう。そう思うのですが。

【環境防災課長】 オーバーしているという感じは受けません。

国家備蓄基地の維持体制ですから防災業務勘定で、「防災費を除き」となっておりますので、防災費を除く部分という、その他業務勘定等すべての経費も対象になると思いますから。

【委員】 事業費についてはね。

【環境防災課長】 はい。ですから、計画自体が中期計画に対して具体的なパフォーマンスがどれだけ計上されているかという点については、ちょっと整理ができていないというのが率直な印象です。

【委員】 そうすると、国家備蓄基地は、事業費については年度でのパーセントが出るんですか。

【環境防災課長】 国備については、右側に書いてありますように、1億3700万円に対する1700万円ですから1割強ですけども、国備というのは全体の業務ではありませんので、その他業務勘定等全ての中で見ると、その他業務勘定等全ての損益計算書上の半期の経常費用が7億円で、これはもちろん人件費等々すべて入っておりますが、半期分を除いてもその他業務費として6億円ですので、中期計画に対応する15年度計画という意味では必ずしもうまくフィッティングしていないのではないかとというのが率直な印象です。ですから、15年度計画の中の国備についての部分が達成できたからといって、中期計画全体についての達成ができるかということ、それはネガティブだというのが率直な私の感想です。

【委員】 それが意見でもあるんですね。

【委員】 今の一般管理費、事業費の関連ですが、一般管理費についてはすべての独法でそうなのだと思うのですけれども、13%程度の額を削減するというので、その場合に予定されている一般管理費の金額が幾らであるかということがよく見えないということ。

もう一つは、独法になってから一般管理費というのは例えば損益計算書や予算書等、いろいろなところで使われているのですけれども、全部金額が一致しないんです。そうすると、目標としている13%削減の分母の金額は一体何なのか。すなわち、何と何を集計して一般管理費と呼んだのか、予算のときには何を集計して一般管理費として呼んだのか、損益計算書では何を集計して一般管理費と呼んだのか、みんな違うような気がするのです。例えば13%削減します、15年度は何%削減できましたといったときに、それはどこに書いてあるのか。どれとどれで何%削減されたのかということが見えない。

これは制度上の問題といたしますか、一般管理費の集計範囲をどうするかということとの関連で問題になるので、当法人だけの問題ではないのですけれども、その辺のところが見えないものだから、こういうところでは、目標とするパーセントに値する金額はこれで、実績はこれとこれを集計してこれだ、したがって何%というような書き方で書いてもらった方が評価しやすいのではないかと

うことが一つあります。

それから、事業費を削減するという事は逆に言えば事業をやらないということなので、果たしてそれでいいのかどうか。評価の仕方ですが、その辺で非常に疑問を感じるころではあるんです。ですから、事業費で効率的にやったという場合には、こういうものに関して年度計画としてこういう予算を立てました、それに対して実績がどうでした、だから効率的だということなら話がわかるのですけれども、事業費の予算を減らした、したがって実績も減りましたというのが効率的なのか、縮小均衡型で行こうとしているのか、その辺のところが見えないなという気がいたします。

【分科会長】 今いろいろ御指摘いただいたのは、それらをどういう形で「意見」の中に反映させていくかということになるかと思えます。そして、その中では、「意見」にあります「具体的な目標を設定すべき」の「具体的目標」の意味合いが、パーセント全体の事業費と実際に行われる事業が縮小均衡になるのかならないのかも含めて、そういうことがわかるような形で具体的な目標を設定すべきであるということに集約できるのではないか。

したがって、「具体的な目標を設定する」の内容を、委員から出された御意見を踏まえて、もう少し詳しく書くことにしたらいかがでしょうか。

それでよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 では、この項目はそういうことにさせていただきます。

では、その次の(3)の説明をお願いいたします。

【事務局】 資料4のところですが、年度の目標は関係機関との連携の強化ということ掲げております。そこで、海上における油排出事故に対処するためには、地域のいろいろな船社さんや防災区域の協議会などと連携して事に当たることが非常に大切だという認識のもと、全国の沿岸海域の対策協議会等と訓練を実施するという対策を立てまして、今年度については水島あるいは大分という計画を立てました。

訓練のイメージは資料4にお示したような感じですが、今年度におきましては、これらの計画に基づき、水島あるいは大分において訓練を実施し、関係機関との連携を強化するという年度計画を充足したと考えております。

以上です。

【分科会長】 この項目につきまして御意見をお願いしたいと思います。

15年度の計画としては、水島、大分において関係機関との連携強化を実施するという事で、それに対応した事柄を既に実施した、着実に実施しているということで「2」という評価になっておりますが、いかがでしょうか。



よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 それでは、御了承いただいたことにいたしまして、次に（４）の方をお願いします。

【事務局】 （４）です。防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための検討会を設置して、素案の策定をしていこうではないかということを 15 年度の計画に掲げております。これは、中期計画にもありますように、長い中期の目標に向かって効率的かつ効果的な防除体制を模索していこうというような目標を掲げております。

今回、海上災害防止センターとしては、次の３ページにわたりますけれども、有害液体物質に係りましては、2007 年に O P R C 条約の H N S 議定書が発効する見通しであることを受けて、油防除のみならず有害液体物質に関してもこれらに対応するための体制を整えるべきではないだろうかということで検討を開始しております。絵柄については資料 6 ですが、出動資材の充実、あるいはそういった資材の手配体制を確立するための措置ということで検討を開始しております。それから、「また」以下にありますけれども、流出油防除あるいは火災を消火するための方策についての検討も開始しております。

非常に大きなテーマをこれから検討していこうというところでの初年度の半年目で、とりあえずは防災措置業務の中でのケミカルに対応していこうではないかということで検討を開始しましたということですので、評価は「２点」をつけております。

【分科会長】 これも同じように試案は意見をつけるようになっていまして、「年度計画の設定が抽象的であり、今後検討を要すると考えられる。」とありますが、これは具体的にはどういうことを念頭に置いた指摘でしょうか。

【事務局】 ここも前回出たことと大体同じようなことでありまして、年度の中で実施した事項が目標をどの程度達成したのかということを考えるときに、年度計画をもう少し具体的にブレークダウンしたような形で書いた方が、目標の到達度を評価しやすいという観点から、このような意見を書かせていただいているところでございます。

【分科会長】 結局、検討会を設置して素案の策定を行うということですが、どういう問題についての検討会を設けるか、あるいは素案といってもどういうテーマについて、どの程度の仕上がり案を考えているのか。その辺のところは 15 年度の計画としてはやや具体性に乏しい面があるので、そこは具体的な形で表示すべきであるという意見を付そうと。ここで 15 年度計画の趣旨を善解して実績と対比すると、着実にこなしたというぐらゐの評価は与えられるだろう。しかし、これから年度計画を立てるに当たっては、もう少し具体的な計画を立てるべきだという意見を付そうと、こういうことですが、いかがですか。

よろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、御了承いただいたことといたしまして、今度は2の方にまいります。

まず、2の(1)の つきまして、お願いいたします。

【事務局】 この年度計画は、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するという項目になります。

具体的には、海上防災措置の実施事業として計画したのは、全国10カ所の基地にあります油回収装置につきまして、作業船の手配とか油回収装置の運用その他、最終的な油の処分も含めて、それぞれの地域の実情にあわせたシステムを構築していこうという計画を立てております。

絵柄については資料7-1のようなイメージです。油を回収した場合、回収した油は油と水が混じっているわけですけれども、それを一時貯蔵するピットに運搬し、これを陸揚げして最終的に産廃処理として処分していこうということですが、例えば一時貯蔵する施設の場所、運搬方法、陸揚げする港、そして産廃処理業者をどのようにするか等は、地域の特性に応じたそれぞれの防災措置の実施事業を考えていこうではないかということを計画しました。

今回につきましては、特に海上の主要な航路を持っております東京湾、それから瀬戸内海の東側に着目いたしまして、横須賀と姫路の基地について油回収の手順についてのマニュアルを作成しております。そして、関係者にも周知して、いざという場合はこういった一貫的なシステムで油を処理していきますというマニュアル作成を実施しました。

以上です。

【分科会長】 この項目につきまして、御意見はいかがでしょうか。

【委員】 「国民に対して提供するサービス」と書いてありますけれども、マニュアルは公表されているんですか。

【事務局】 日本船主責任相互保険組合あるいは船舶所有者などの関係者の方々には配布しているという状況です。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 では、この項目でほかに御意見はございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 では、御了承いただいたということで、次に のアについて御説明をお願いします。

【事務局】 これは契約防災措置実施者に対して能力向上を目的とした研修をしようではないかという項目です。実は15年の6月に研修を実施しておりますが、今回の評価は10月1日からですの

で、評価の期間には該当しません。したがって、評価の項目も該当しないということになります。

【分科会長】 アの項目ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、その次のイの項目について説明をお願いします。

【事務局】 次は巡回研修会を実施するという項目です。

これは、年度計画に従いまして日本全国の5地区を対象にして職員を派遣していこうという計画のもと、実施しております。15年度につきましては、茨城と岡山の2カ所について契約防除措置実施者の能力向上のための研修会を実施しよう。なお、参考ですが、期間は10月以前になりますが、15年の4月から9月におきましては、山形、福井、長崎においても実施しているという状況です。

それから、一つの地区につきましては、当初は25~30名という見積もりで実施しておりますけれども、非常にたくさんの参加をいただきまして、二つの地区において合計160名、先ほど言いました山形、福井、長崎を入れまして205名の参加をいただいて巡回研修会を実施しております。

以上です。

【分科会長】 この項目について御意見ををお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、次に(2)機材事業のの部分につきまして、お願いします。

【事務局】 機材事業は、全国の33カ所に排出油の防除資機材を備えつけております。絵柄でいいますと、資料10に日本地図とどういった資機材が備えられているかというものがありますけれども、こういった油防除資機材につきましては、毎月の保管状況あるいは点検を実施し、いざ油の排出事故が発生した場合に備えて、直ちに緊急時の出動をするための措置を講じるという目標を掲げております。

今回実施した業務としては、排出油防除資機材は全国33カ所に配置しておりますので、これの定期点検を実施しております。それから、全国10の基地に油回収装置を配備しておりますけれども、これの作動確認と点検整備を実施し、迅速・的確に対応できる体制を維持しましたということでございます。

以上です。

【分科会長】 この項目につきまして、御意見はいかがでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、御了承いただいたということで、次に をお願いいたします。

【事務局】 次は排出油の防除資機材を管理している19の基地におきまして、これらの資機材を

搬出するための訓練を実施しております。それから、油回収装置を管理運用しております5個の基地についても、同じく運用訓練を行っております。

それから、注意書きにありますけれども、これらの14の基地、あるいは油回収装置の5個の基地につきましては、評価の対象外ではありますけれども、実施したということで、年度を通して33基地すべての油回収装置につきましては訓練を実施したという内容です。

【分科会長】 それでは、この項目につきまして、いかがでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 では、御了承いただいたということで、今度は(3)の海上防災訓練事業の についてお願いします。

【事務局】 海上防災訓練基地は、横須賀の沖合に「第二海堡」という無人島があるのですけれども、そこに消火設備等の訓練設備を持っていて、そこに関する事項でございます。

目標は、海上防災訓練の実施につきまして、STCW条約の改正を受けて船員法の規定が変わっているところがあるのですけれども、船員法の規定に準拠した形での訓練に重点を置いていこうではないかという計画を立てております。具体的には、標準コースを5回、消防実習コースを4回開催しようという計画を立てまして、特に消防実習コースに重点を置きまして、それぞれの研修を受けられる方には研修を実施しようというような計画を立てております。

今回の15年度におきましては、それらの重点的な標準コースを5回、消防実習コースを4回実施し、それぞれ165名、162名の受講者に対して油の火災あるいはガスの火災にも重点を置いた訓練を実施したということです。

【分科会長】 この項目につきまして、御意見はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次に の有益な訓練の実施という部分につきましてお願いいたします。

【事務局】 ただいまの項目とも関連しますけれども、そういった訓練を実施した場合、訓練を受けていただいた方にとってどの程度有益な訓練になったのであろうかということを検証して次の訓練にも反映していこう、こういう趣旨でアンケート調査を実施しております。資料14になりますけれども、研修生の方々からは概ね、役に立った、非常によかったのではないかといい評価をいただいております。

それから、「年度目標」の欄の「更に、」以下ですが、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、今回の独立行政法人評価委員会の評価を受けるとい目標を掲げております。それに対して、今年度は、一般的な研修生の方々、86%以上の方から「非常に役に立った」あるいは「どちらかといえば役に立った」という回答をいただいております。

それから、模擬機関室、エンジンルームを模擬した訓練、あるいは消防実習全般的、それから迷路のようなところを呼吸器をつけて通るような訓練があるのですが、そういったところは非常に参考になりましたということです。

それから、訓練の教材関係ですが、中には視覚的な教材が若干見えづらいところがあった、あるいは声が聞こえづらいところがあったというような回答もありましたので、それについては既に改良済みということになっております。

なお、「業績評価シート」の末尾のページに「海上防災訓練のアンケート評価」、今説明したようなことを書いております。コース的には全5回やりまして、合計165名の方に訓練を実施したわけですが、アンケートを実施しましたところ、以上のような結論が得られた。

また、コース全体としても、模擬機関室の消火、保護具をつけてのスモークルームでの研修が非常に役に立ったということです。

それから、教材関係につきましては、の「改善策等」のところですが、座学における声が聞こえづらかった、あるいは視覚的な教材が見えづらかったという声もございましたので、視覚教材、いわゆるプロジェクター装置を新替するとか、マイクを入れる、話し方の工夫を重ねる等、既に改善策は講じております。

来年度につきましても、こういったアンケートを実施して、さらにより訓練を行っていきたいと考えております。

以上です。

【分科会長】 この項目につきまして、いかがでしょうか。

【委員】 年度計画で「更に、」以下の評価委員会というのは、このことですか。

【事務局】 アンケート調査につきましては、自分でアンケートを実施して、それでよしとするのではなく、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないということがありますので、今回、アンケートにつきまして報告に入れさせていただきました。

【委員】 ほかのところでもアンケートをいろいろやっているところがありますが、特にこういう書き方はしないですね。全部評価委員会にかかっている、特にここだけがかかっているわけではないから。

【事務局】 これは多分年度計画の立て方によると思うのです。センターの事業自体が全部この評価委員会の評価を受けることになってしまっていて、年度計画の中でアンケート調査結果については評価委員会の評価を受けるということで特出しされていますので、年度計画に基づいてセンターの方で結果をまとめさせていただいて、改めて評価を受けるというような手続をとらせていただいた。あくまでも年度計画に基づいて、このようなことをさせていただいたということでございます。

【分科会長】 要するに、センター側の年度計画の中に特にこれが記載されているので、ここに載っているのだということですね。

【環境防災課長】 そもそも中期計画に「アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける」とあるのですけれども、これを毎年度やるのかというと、毎年度ではないかもしれない。3年に一度とか5年に一度、中期計画で一度かもしれないのですが、残念ながら、年度計画にも同じように書いてありますので、やはりそれは報告に入れるということになります。

【委員】 ほかの船員の機関、航空機関もそれぞれアンケートをやっているんですよ。ただし、さん、中期計画にこういう書き方はしていないよね。

【委員】 報告しませんね。

【委員】 こういうアンケートをやって、成果をカリキュラムの改善等に生かしているというところで評価をするということ。

これはちょっと考えた方がいいかもしれませんね。

【事務局】 改めて評価を受けるということが必要かどうかという話があると思うのですが。

【委員】 そうなんです。わざわざ書かなければいけない問題ではないのではないかな。

【分科会長】 全般的にこの分科会が評価するという評価の対象の中にこれらも入っているのではないかな、重複ではないかなという御趣旨かと思いますが、特にやってほしいという趣旨で書いたのですかね。

【環境防災課長】 一応センターが計画をつくって届け出というスキームになっていますので、センターとしてはやっていただきたいということで書いてきたのですけれども、そこまでやるのかなという御指摘だと思いますので、先ほどと同じく、今後の計画に見直す必要があるのではないかなということの一環として考えていくべきではないかと思います。

【委員】 アンケート調査を常に実施しますということだけを書いておけば、それでいいのではないのでしょうか。

【委員】 このアンケートは、この受講生はお金を払って受けに来た人たちですね。

【事務局】 そうです。

【委員】 後の方で出てくる国際協力の方は日本がお金を出して招聘した人たちですね。すると、アンケートに対する答え方は随分違うだろうと思うのです。

したがって、皆さんのお話が出ているように、こういうふうに参加に来た人たちから出てくるアンケートというのは、受けて、それを見ることでかなり意味があると思うのです。ODAの方のものは、あらかじめこちらから向こうに何をやってほしいということを書いて、それに対してやって

いるわけで、恐らく全部よい答えが出てくるだろうという気がするので、今お話があったように、ここまで持ってこなくてもいいのかなという気がします。

【委員】 同じことの表現かもしれませんが、私も最初からこのところが少しわからないんです。「有益な訓練の実施」というタイトルに対して、そこで立てられた計画が、アンケートの答えがいいようにということになっているわけですね。しかし、「有益な訓練の実施」といったときには訓練の中身の話が計画の中に出てくるのが本来であって、それに対してアンケートをやったときにより答えが出てくるようにするというのが計画になっていることが今から考えると変だったのかなという感じがするのです。ここは計画がどうのこうのではなくて計画どおりにやったかどうかを評価する場ですから、それは仕方がないのですけれども。

だから、今後の計画へのフィードバックだと思います。そういう感じがいたします。

【分科会長】 それでは、ただいま各委員から出された点を踏まえて、今後、センターの方には、年度計画をつくるに当たってはそれらの所見を考慮した上でつくるようにということを指示するといえますか、分科会としてはそれをお願いする。しかし、評定自体としては、これでよろしいでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 そして、「意見」の部分も特に何かをつけ加える必要はないということでもよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 では、そのようにさせていただきます。

次は(4)調査研究等事業ですが、まず の部分につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】 資料 15、資料 16 をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の調査研究事業につきましては、一つ、日本海難防止協会からの受託事業として危険物に対する事故対応策の研究を行っております。「HNS 標準防除手法調査等に係る業務」ですが、これを実施しまして日本海難防止協会との契約を履行したという内容です。

もう一点は、自主的に「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」、それから杉樹皮製油吸着材、つまり杉の皮を利用した油吸着材の調査研究を計画し、日本財団の助成を受けて、これらの調査研究を実施しております。特に 15 年度におきましては、資料 15 にもお示ししておりますけれども、自己攪拌型、自分で油の油面を拡散して処理の効率を上げるといふ S - 7 型の油処理剤を開発し、15 年度におきましては、これのヘリコプターからの野外空中散布実験等も実施しております。

それから、資料 16 にあるのが杉の油取りですが、大分県の科学技術センターとの共同開発で、

このように杉の皮を利用して油の吸着能力が十分得られるのではないかとということで研究を進めたという内容です。

【分科会長】 この項目につきましては、意見として「調査研究を実施した事項について委託元の評価を確認することが望ましい。」と付してございます。これは、受託事業として行うのに対して委託側の満足度の要素を考慮する必要があるであろうということで、その部分を「意見」としてつけ加えたところでありましてけれども、この項目につきましてはいかがでしょうか。

【委員】 次の項目を見ると、日本財団のものはホームページに載って、年度の報告がされているのではないですか。ですから、それは書いておけばどうですか。委託元の評価を。

【事務局】 次の項目とも絡んでくるのですが、現在継続して事業をやっているものにつきましては項目だけ、そして調査研究が終わりましたら、例えば14年度とか13年度に実施した分については、財団のホームページの方でPDFファイルに落として見れるということで調査研究の成果を発表しております。

次の年についても同様に、例えば空中散布処理剤についても、今年度も継続して実施したいというリクエストに応じまして、財団の方からも継続して調査を実施してくださいという形で助成金を受けておりますので、委託者の方からは、そういった評価、あるいは継続的な調査を実施してよらしいということでお認めいただいているのかなというふうに理解しております。

【委員】 日本財団も年度で成果報告をやっていますね。それはこれに入っていますか。報告されましたか。ピックアップして報告するでしょう。報告会で。

【事務局】 日本財団に対する成果報告ですか。

【委員】 日本財団そのものがやっているもの。これについては、あれでやられるということはないんですか。あれは財団の方の成果報告ですね。

【事務局】 いろいろな調査研究事業がある中で、トピックになりそうなものを選んでやるんです。

【委員】 ピックアップして年度で報告するでしょう。あれには入っていなかったのかな。

【事務局】 ちょっとそこまでは把握していないんです。

【委員】 把握して、もし入っていれば、それは十分評価されているということですからね。

【分科会長】 この項目は結局、15年度の受託事業としてこういうことをやりますということが目標になっていて、確かにそれに対応する事柄を実施しましたということですがけれども、単にやったということだけでいいのかという部分があるであろうということで意見を付したということになるのかと思いますけれども、これでよろしゅうございますか。

{「はい」の声あり}

【分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。



【委員】 内容的には非常に高く評価されているという話じゃなかったですか。違いますか。

【事務局】 私も学術的な中身について詳しいコメントはできないのですが。

【委員】 実用化のところ、かなり……。杉の油取りというのは大変なものだったからね。そうではなかったですか。

【事務局】 最終処分のところはまだ若干検討する余地があるというふうに伺っておりますが。

【委員】 よければ、2ではなくて、3はつけられないんですか。

【委員】 ついでですが、資料 16 のところで杉の油取りは、製造元が「ぶんご有機肥料」で販売元が「入交産業」とありますが、一般に市販しているということですか。

【委員】 そうですね。

【委員】 そうすると、いわゆる特許権とか、その辺の絡みはどういうふうになるんですか。

【委員】 恐らくとっているでしょう。そこら辺はこちらの評価の中には出てこないんですか。研究所なんかは特許をどれだけとったかというのはかなり大きな成果として出てくるんですよ。

【委員】 これは杉の素材を使った油吸着材みたいなものは、このほかにもあるんです。御存じかもしれませんけれども、北海道で同じように間伐材を使って有効活用しているようなものがありまして、同じように炭化させる過程に製法の新案がありまして、そのまま使うよりもずっと油の吸着性がいいし、あまり人の来ないようなところならば、そのまま放置しておいてもいずれ自然に返るといって使われるということで、この一つに限らず、似たような種類のものはあると思います。

【分科会長】 15 年度の計画そのものの委託側の満足度も考慮するという部分が計画自体の中には明示されていないという問題があるので、結果的にはかなり高い評価を受けているのかもしれませんけれども、そういうことも含んだ計画として立てるべきではないかと、そういう意見を付した上で、計画した受託事業はすべて行っていますと。

これがものすごい満足度を得ていますということになると「3」も考えられますけれども、計画自体がそういうことを考えていなかったという点があって出ていないので、「2」ぐらい。

【委員】 まあこれでいいでしょう。

【分科会長】 それでは の調査研究の成果の部分です。これは「1」という評価になっていますけれども、この項目の御説明をお願いします。

【事務局】 先ほど委員からも御指摘がありましたけれども、調査研究の成果につきましては、現在、日本財団のホームページに図書館アーカイブがありまして、そこに入ってくださいますと財団が委託している調査研究について、たくさんの研究報告がなされております。1500 弱ぐらいあるのですが、15 年度についてはそういった中の海上災害防止センターが何点か調査研究を報告している。ちなみに、その中身につきましては、例えばクリックして見ていただいたランキング

は70位ぐらい、1500分の70ぐらいの皆さんに見ていただいているということがあります。

このところで「1点」をつけた理由は、残念ながらセンターそのもののページには財団の方に飛んでいくリンクが張ってある状況でございまして、今後はセンターの開設しているページの中でこういった調査研究を公表してもらったらいかがであろうか。一般の方が見てもらうという意味合いにおきましては、リンクから飛んでいって調査研究の中身が見れるわけですけども、ホームページ上で公開して成果の普及啓発を図るといった目標を達成したかどうかという観点からは「1点」かなということで評価しております。

以上です。

【分科会長】 ホームページ上で公表して研究成果の普及啓発を図るといった目的からすると、このセンターのホームページにアクセスして今度は財団の方に行かなければいけない。しかも、財団の方もたくさんのものがあって、センターが受託した事業が直ちにそこに行き着くには多少の検索も必要であろう。

そういうことだと、本来は自己のホームページで受託事業調査研究の成果を十分PRすべきものののに、ちょっと不親切でもあるし、PR精神が若干欠けているのではないか。センターのページ上でも研究成果を公表するという姿勢が欲しいということで、試案としては1点となっておりますが、いかがでしょうか。

【委員】 2点でもいいような気がします。

【委員】 私は1点でいいと思います。というのは、こちらの書き方から見ていきますとね。

【委員】 設定の仕方ですね。

【委員】 ええ。私は中身をよく知らないものですからあれですが、この形からいくと、計画では「センターのホームページ上で」と言っているわけですね。そうすると、今回の「評定理由」の欄に書かれたものは、こういう書き方になっていたために右側に意見がついてきましたけれども、もともと「評定理由」のところで「このように広く公表しているのみであり、センター自身のホームページには開設されていない」と来るべきものではないかというふうに形の上では見えるものから、そうすると「1」になってしまうのかなという印象を持ったということです。

【委員】 私が思ったのは、センターにそれだけの人と時間がないだろうなと。使えるところは全部使えばいいじゃないかというふうに思ったんです。合理的に処理するのであれば。

【委員】 なるほど、そういうこともありますね。

【委員】 向こうはほかの受託事業も入っていたかな。入っていないよね。あれは財団関係だけでしょう。

【事務局】 財団関係だけです。

【委員】 だから、ほかの日海防とか、そういうものは入ってこないですよ。たしかそこへは行けなかった。財団のやったものだけは財団のページに入るんですけども、さっきのものは日海防のものもあるわけですね。そういうものはホームページに出てこないんです。つくらないから。入れない限り。

【分科会長】 抜けてしまうんですか。

【委員】 そうじゃないかな。あれは全部入ったかな。

【事務局】 財団が何らかの補助金を出したり助成金を出している調査研究事業については、一応ホームページで見ることができるようになっています。

【委員】 それはね。財団以外のもの。

【事務局】 自主でやっているものは載らないです。

【委員】 載らないね。だから、センターのホームページに入れなければ、そこは出てこないんですよ。

【委員】 何も知らない人間が申しわけありません。さっき私はうかつに発言してしまったのですが、15年度の計画に書かれている文言は、もともとセンターのという意味では必ずしもなく書かれたものなのですか。何らかの形でということだったら、これで構わないわけですが、その辺をあまりよく知らないで発言して申しわけありません。

【事務局】 センターは財団のホームページ上で公開すればいいのではないかという認識で公表しましたということはありません。

【委員】 中期計画に「受託研究を除く」と書いてあるね。そうすると、これはひょっとすると、もともと財団のものだけに限定しているのかね。そこははっきりしておいてくださいよ。

中期計画のところに「受託研究を除く」と書いてあるでしょう。そうすると、当センターは、受託研究以外で出ていくのは財団だけかね。そこをはっきりしておかないと。

【事務局】 財団だけだと思います。

【委員】 財団だけだったら、これで十分ですよ。

【環境防災課長】 中期計画では財団というものが表に出てきませんから、事実上、財団だけということだと思うのです。

【委員】 中期計画のところに括弧して「（受託研究を除く。）」と書いてある。

【環境防災課長】 そうです。

【委員】 すると、想定は財団だけを頭にしたのかね。

【環境防災課長】 自主研究ということにして、今回のものも財団は自主研究に対しての助成ですから、受託ではありませんので、その部分についてホームページということになると思います。

【委員】 なるほど。

【環境防災課長】 そういう意味では、本来、センターが自分でやっている研究を自分のホームページへ出さずに、助成を受けたところのホームページだけで出しているというのは、ちょっと格好が悪いと思います。それは 委員の御指摘のとおりだと思います。

【分科会長】 それと同時に、親切の度合いもありますね。またそっちに飛ばなければいかんという点があるとすると……。

確かにそれを掲示することに手間はかかりますけれども、たくさんの研究をやっていて、頻りにアップデートしなければいかんような項目でもないように思います。一回載せれば足りるようなことで、非常に過大な能力を求めることでもないとする、もう少し自分をPRする精神を發揮してもらいたいということで、「1点」ということにしたのですが、よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

次の は該当事項なしということなので、よろしいですね。

【委員】 「自主研究を実施する場合は」と書いてありますので、実施しなければ当然いいのでしょうけれども、これは 16 年度計画でも計画なしですね。ということは、これは中期計画としてはいかがなのでしょう。自主研究計画はしないということなのか。あるいは、先ほどもちょっとお話が出ていましたけれども、財団の部分は助成事業だから実質的には自主研究だというところらえ方なのか。

【委員】 そうですね。はっきりしませんね。

【分科会長】 受託研究と自主研究の 2 種類があるわけですね。

【事務局】 はい。

【分科会長】 結局その振り分けが問題になって、センター自身の認識としては、自主研究は 15 年度はやっていないと、こういう認識になっているわけですね。

【委員】 16 年度は計画もないんですよ。

【環境防災課長】 日本財団の助成を受けている場合は、当然日本財団からの評価がありますので、それは外部評価と言えるのではないかというふうに思ったのではないかと思います。そこを、例えば日本財団の助成の研究について、日本財団をさておいて別のグループが評価するのもちょうとバランスが悪いので、年度計画としてはそういう整理にしてしまったのだろうと推察しています。

【委員】 ここは整理する必要がありますね。

来年もまたその問題が出てくると、こういう立て方自体が問題だというふうに言われる可能性がありますから、そこは役所の方で十分検討していただけないか。

【分科会長】 そうしますと、自主研究と受託研究の意味合いをはっきりさせた上で、各年度の計画にそれを適切に反映するようということセンターの方に。

【環境防災課長】 「意見」のところにその旨を書いて。

【分科会長】 そうですね。

では、「意見」にそういう趣旨を書き込むことにして、この項目はよろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、(5)の国際協力推進事業の で、これは「3」ということで今までの中で一番よい評価だと思いますが、この部分につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】 計画が国際協力推進事業に当たっていいかどうかということで、資料 17、資料 18、資料 19 もあわせてごらんいただきたいと思います。

我が国のタンカールートに位置しております東南アジア 5 カ国 13 名の方の防災機関の担当者を我が国に招聘いたしまして、現地での海上防災体制を強化していただく目的で実施したものでございます。

具体的には、地域の緊急時計画策定を支援していく事業、それから国際海事機構のトレーニング・カリキュラムに準拠した 2 週間の訓練コースを実施しております。

招聘者リストあるいは研修の日程等につきましては資料 17 にあります。

さらに、15 年度の年度計画にはなかった部分ですけれども、ODA 事業として海技大からの委託によります JICA の研修二つ、それから海上保安協会からの委託によります JICA の集団研修コース、それからアラビア石油様からの委託によりますクウェイト人の人材育成プログラムを実施しております。

これらの委託事業を引き受けまして、12 カ国 29 名の方々に外国人の研修を実施し国際協力を推進したということで、特に優れた実施状況にあるのではないかと評価をしております。

【分科会長】 かなりの部分が 15 年度の計画にプラスアルファの部分なので、それをカウントすると「3」という評価を与えていいのではないかと、こういう趣旨と理解していいわけですね。

【事務局】 そうです。訓練所の年度計画の中でもやりくりはいっぱいいっぱいのところがあるんですけども、こういったお話があった場合は、受けられるかどうかを検討しまして、受けられる部分についてはすべて実施したという感じです。

【分科会長】 この項目につきまして、評定も含めて、いかがでしょうか。

【委員】 IMO のトレーニング・カリキュラムは、種類がレベル 1、2、3 と三つある、そのものをおっしゃっているのでしょうか。それが一つです。

それから、IMO の訓練というのは、カリキュラムは単純な項目がずらっと並んで、こういうこ

とでレベル1をやります、レベル2をやりますというふうに書いてある1枚の紙があるだけだと思っておりますけれども、その訓練を準拠してやるときに、IMOからの承認とか、こういう内容をやるよということをあらかじめ合意されているとか、そういうことはあるのでしょうか。

といいますのは、これはOPRC条約の精神に基づいてどこでやっても同じような訓練がされている。国際的な緊急時には人も融通できるし物も融通できると、そういう精神に基づいているもので、そういうことをやられる場合にはカリキュラムはどこでやっても大体同じようなものが入っていて、レベルも合っているということだろうと思うのですけれども、そういうふうにあらかじめIMOと御相談をされてやられているのかどうかという点も含めて教えていただければと思います。

【事務局】事務局の方でも、IMOのモデル・トレーニング・コースのレベル1Aあるいは2Aのレベルに準拠した訓練を実施しましたということで、詳しい中身は把握できていませんので、後ほど確認して報告したいと思います。

【委員】これはIMOのアプローチはとっているのではなかったですか。IMO関係のものは全部、諸外国でもアプローチをとっておかないと……。修了証明書を出すんでしょ。だから、アプローチをとっているはずだと思います。

【委員】とっていないで出しているところもあるんです。海上災害防止センターがそうだとは思わないけれども、実際にどういうふうに行われているのかということを知りたいので。

【分科会長】その点は確認した上で、とっていないということになると「3」は難しいということになるのかどうか。

【事務局】証明書を発行していますので、とっていないことはないと思うのですけれども、一応確認させてください。

【分科会長】それでプラスアルファの部分はかなりあるので、これでよろしいですか。

【委員】「3」はいいですね。

【分科会長】では、先ほど御指摘がありましたIMOのアプローチ、その辺の確認をとった上で、とっているということであれば「3」という評価にすることにいたしたいと思います。

では、次にの部分です。これは先ほどちょっと出てまいりましたが。

【事務局】外国人の研修につきましても、訓練の参加者に対してアンケートを実施し、それらの結果に基づいて、よりよい訓練をやっていこうと。そういった評価が70%以上の参加者から得られるようにしていこう。さらに、独立行政法人評価委員会、この場で評価をしていただくという目標を立てております。

資料を4枚ほどめくっていただきたいのですけれども、先ほどと同様、外国人の方に海上防災訓練を実施しまして、中国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアの13名の方に対して訓

練についてのアンケートを実施しております。アンケートの中身は、ここにも示しておりますように、8割以上の方から「大変よかった」あるいは「よかった」という評価がなされておまして、すべての受講者の方から「役立つ」という評価を受けております。

ただ、ここにも記載していますけれども、「役立ちましたか」あるいは「役立ちませんでしたか」という二者択一で聞いているようなところもありまして、回答の方はすべてのことが役立ったという回答も得られておりますので、設問については今後工夫を要するのではないかという感じがしております。

それから、評価の低かった法規の関係などの講義につきましては、さらに講義のやり方を工夫して研究していこうということでございます。

評定につきましても、計画した外国人の研修を実施しておりますので、「2点」という評価をしております。

【分科会長】 15年度計画の「更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。」ということで、先ほどと同じ問題がありますので、これも先ほどと同様の取り扱いをするようにということになりますね。この部分は、

では、そういう部分も含めまして、この項目につきまして、いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 では、御承認いただいたということで、次の3番、予算、収支計画及び資金計画の(1)自己収入の確保のところにつきまして、お願いいたします。

【事務局】 自己収入の確保のところですが、御存じのように国の税金が入ってなくて、自己収入の確保を図りながら自立的な運営を行っているセンターです。具体的には、ここにありますような数々の事業を実施しておまして、そういった自主的な努力によって自己収入を確保しているという実態があります。

事務局の方の書きぶりとしては、自己収入の確保は得られている、自立的な運営も実施されているということで「2点」に評価しておりますけれども、評定の理由につきましては、会計の先生方から御意見をいただいて記入した方がいいのではないかとということで、あえて白紙としております。評定につきましては、自己収入の確保ができていますので、「2点」をつけさせていただいております。

【分科会長】 そういう趣旨で2点ということですが、いかがでしょうか。御意見をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは御了承いただいたということにいたしまして、次の4番から7番までは15年度は該当なしということですが、これは一括して説明をお願いいたします。

【事務局】 4番の短期借入金の限度額につきましても、15年度は該当事項がございません。

それから、5番の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときも該当事項はございません。

それから、剰余金の使途についても、剰余金は予定しておりません。

7番目、その他主務省令で定める業務運営に関する事項については、施設・設備に関する計画施設・設備の修繕ですけれども、今回の平成15年10月からに限りましては該当事項なしということで報告いたしております。

以上です。

【分科会長】 それでは、4から7の該当事項なしの部分につきまして、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

【分科会長】 それでは、次に7の(2)、「人事に関する計画」のうちの の方針の部分につきまして説明をお願いします。

【事務局】 人事に関しましては、 の方針と の人員計画をあわせて説明させていただきます。

まず方針ですが、職員の配置に関しては、これらの業務を行うために適正な人事配置とするという目標でございます。 の人員計画につきましては、年度当初の常勤職員が30名、年度末の常勤職員が30名ということで、同じ人数でやっていこうではないかという計画を策定しております。

ここに書いておりますように、平成15年度におきましては常勤の職員30名で業務を実施いたしますということで、資料22になりますけれども、総務部以下、3部1所3支所の30名の体制で実施しました。それから、船社からの出向者にありましては、タンカーの船長を経験されるといった経験をお持ちの方、あるいは海上保安庁から出向している人間などを構成人員として迎え入れております。

センターにおきましては、船社あるいは海上保安庁の方、財務省の方もおられますけれども、そういった出向者の知見を最大限に活用して年度計画を掲げまして、業務を実施しました。約半数の出向者を受け入れるということで、それぞれ評価すべき業務につきましては適時適切に人材を配置しているということで、関係機関との円滑な業務提携が図られることなど、出向者を受け入れる重要性は非常に大きいと考えております。一方、継続性をもってセンター業務を実施する者、つまりプロパーの人材育成も重要な課題になりますので、年齢構成などにも配慮して適正な人事配置とす



るように計画しましたということで、これが です。

につきましては、ここにありますようにセンターは3部1所3支所で実施しておりますけれども、これらのコスト削減のため、平成14年には神戸支所を廃止、15年の頭には理事1名あるいは職員2名を削減するなどの改善に努めております。16年度当初からは訓練所の教官1名を削減する予定にもしております。計画にもありますように、15年度においては30名で業務を実施し、着実な実施状況であったと認められるということです。

以上です。

【分科会長】 (2)は と をあわせて御意見をいただくことにいたしますが、ここに「意見」として「具体的な人員配置計画等を今後策定すべきではないかと思われる」とございます。結局、15年度の計画を見ますと「適正な人事配置とする」としかなってなくて、具体的にどういう配置をしたら適正な人事だと計画で考えているのかということがよくわからない部分があるので、そこを意見としてつけ加えようということでありまして、それらの意見をつけ加えた上で、それぞれ「2」という評価にしようということですが、いかがでしょうか。

【委員】 当センターの特徴は、役所からの出向、船社からの出向が過半数以上ですね。つまり、かなりのところを出向者に依存している。その点をきちっと書いておけばいいんじゃないですか。

でも、具体的な数字を書くというのは大変なんですよ。具体的な数字はそんなに書けない。これを書くと、そのまま数字がずっといくということですね。あまり変化なしに。

そこは「評価理由」のところにあつたところをもう少し前面に出しておいた方が今後の評価ではベターではないでしょうか。デリケートではあると思いますが、そこをあまり強調すると。

【環境防災課長】 委員のおっしゃることは、「意見」のところの「具体的な」という言葉の意味が、具体的な数字ではなくて配置方針のようなものを明確にしていくべきであると、こういう御趣旨でございますか。

【委員】 そうそう。人材の配置の。

【環境防災課長】 文字どおり方針のところでは抽象的に書いてありまして、そういうところが読み取れないところがあると思いますので。

【委員】 だから、業務ごとの配置が必要であるということは書いてあるのですけれども、その内訳をきちんとしておいた方が。

【環境防災課長】 どういう能力を持った者を、どういう形で把握すべきであるというのが計画になるべきであると、こういう御趣旨だという理解でいいでしょうか。

【委員】 そのためには、海保、それから船社の出向、協力がないと事業が円滑にいかないだろう。

【環境防災課長】 よくわかりました。

【分科会長】 では、「意見」のところの「具体的な人員計画等を今後策定すべきではないか」という部分は、「具体的」の意味も解釈に幅がありそうであるということで、どこまで具体的ということ并要求するかという趣旨について、今、委員が言われたようなことの趣旨をもう少し出すかどうかということですね。

【委員】 そうです。

【分科会長】 出した方がいいのではないかとというのが委員の御意見ですが、ここをもう少し具体化して書くということによろしゅうございますか。

では、そのようなことで御了承いただいたということにしたいと思います。

これで各項目について終わりましたので、今度は 12 ページにあります「総合的な評定」の部分になります。先ほど少し説明がありましたけれども、もう一回説明していただいて御議論いただきたいと思います。

【事務局】 その前に先ほどの I M O の話ですが、センターに確認いたしましたところ、これは I M O から直接アプルーブをもらうようなものではなくて、日本政府から I M O に準拠したトレーニングをやっている施設としてセンターがオーソライズされておりまして、日本政府からオーソライズされたセンターとして、I M O に準拠した訓練を受けましたという証明書を発行しておりますという回答でございます。

【委員】 それがどこの国でも一般的なんですか。I M O と直接ではなくて、その国の政府からと。

【事務局】 そうですね。I M O が全部一括して認めるという話になりますと、I M O 自体がまた大変なことになりますので、恐らくその辺は各国の政府にゆだねて、政府で各施設がちゃんと I M O に準拠した訓練をやっているかどうかということを見きわめてオーソライズする、そういう制度になっているのではないかと思います。

【分科会長】 そうしますと、日本国政府を介して I M O のオーソライズを受けているという理解を前提にすれば、「3」という評価もよからうということによろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、総合的な評定の方に移りたいと思います。説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは御説明いたします。

12 ページの一番下の「記入要領」のところに着目していただきたいのですけれども、一番上の「業務運営評価」、2 番目の「自主改善努力評価」、あるいは 3 番目の「業務全般に関する意見」をもちまして総合的なセンターの評価がなされるというペーパーでございます。

一番上ですが、今回は項目数が 19 個ありまして、項目数を 2 倍して 38 をつけております。2 点が標準の 100% という意味ですけれども、今回、各項目の合計点数は、試案の方からプラスマイナ

すがございませんでしたので、ここに掲げております 38 点という足し算になるうかと思えます。下にありますように、各項目の合計点数を項目数の 2 倍で割りましたところ、38 分の 38 ということで 100%となります。下の方に目を移していただきますと、「100%以上 130%未満」のところ該当いたしますので、「順調」のところ丸がつこうかと考えております。

それから、真ん中の自主改善努力の評定のところですが、**「相当程度の実践的な努力が認められる」という評定をしたいと思っております。**その理由は、15 年度におきましては効果的・効率的な業務のあり方を検討すべきとの認識に立ちまして、既に学識経験者の知見を活用したセンターそのもののあり方を検討する委員会を計画しまして、その検討を開始し、16 年度からは本格的にそういった検討を開始する状況にある。そういう業務改善に対する努力については評価していただけるのではないかとということで、評定は**「相当程度の実践的な努力が認められる」として**おります。

それから、業務全般に関する意見につきましては、それぞれの評定の欄に記載しましたとおり、15 年度計画については着実な実施状況にあると認められる。しかしながら、今年度は評価の期間が 6 カ月間と非常に短く、15 年度計画の中期計画における位置づけがわかりづらいところもあったので、年度計画の策定に当たっては所要の改善が必要ではなからうかというような意見を考えております。

以上です。

**【分科会長】** そうしますと、12 ページにあります総合的な評定全体につきまして、御意見を御覧したいと思えます。いかがでしょうか。

**【委員】** 報告書の中にある「自主的改善努力に関する報告」のところここに書いてあることは一致しますか。評定理由のところ。報告書の方にはこの種のことは全然書いてないのではないかと。こっちに入っていないと、まずいのではないのでしょうか。報告書の 39 ページから 41 ページまでに書いてあることをまとめてここに表現したということですね。委員、そうでしたよね。

ここに全然書いていないことがいきなりここに出てくるのは、この報告書は何ですかと言われまますよ。だから、この種のことをここにもちゃんと書いておかないと。

その点は部会長に任せますので、事務局の方でちょっと精査してください。

**【分科会長】** わかりました。

特に「自主改善努力評価」という部分は、センターの方が出してきた実績報告書の 39 ページ以下にある部分を十分考慮した形で記載すべきではないかと、こういう御趣旨ですね。

**【委員】** そうしないと、報告書と評価が結びつかないことになりますので。

**【委員】** もともとこの項目は、こっちで取り上げている項目以外のものという限定がありますか

ら、そういう意味では対応していないと具合が悪いだらうと思います。

【分科会長】 それでは、今の御指摘の部分の対応状況につきましては、全体的な部分ではなくて個別の評価で、大体 39 ページ以下の部分についての評価ができるということになりますが、個別のそれぞれの項目についての評価は御了承いただいたので、それを踏まえて、「自主改善努力評価」の部分については、それを織り込む形で記載をする、そういう修正を加えるということによろしくお願いしますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それではそういう形にいたします。

そして、実質につきましては御了承いただいたということで、表現につきましては、恐縮ですが、分科会長に一任という形にさせていただきたいと思いますが。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、本分科会の御意見を踏まえた上で、それを適切にあらわす形での文章にして評価シートをまとめることにしたいと思います。

これで本日議論すべき事柄は尽きたということで、よろしいわけですね。

それでは、各委員の方々には非常に御熱心な議論をいただきまして、予定どおり分科会の評価をまとめることができました。まことにありがとうございました。

【分科会長】 それでは、今後の分科会の予定であります、これらにつきまして事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務的な中身につきましては以上でおしまいになりますけれども、今後の予定あるいは今回の謝辞につきまして環境防災課長から一言御挨拶を申し上げますので、よろしくお願ひします。

【環境防災課長】 本日は非常に綿密な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。独立行政法人の運営の仕方は私どもも不慣れな面がございますので、いろいろ先生方の御指導をしながら、さらによいものにしていきたいと思ひます。これからも引き続きよろしく御指導をお願いいたします。

今日いただきました御指摘は、15 年度の年度計画の立て方でかなり反省すべき点があったのではないかとございますので、16 年度の計画は既にセンターの方から私どもへ来ておりますが、それ自体についても、今日の御議論を踏まえて、どうやって見直していったらよいのかということ、その趣旨をセンターに十分伝えまして、検討していただこうと思ひております。

もともと年度計画というのは独立行政法人が自主的につくって届け出るといふ性格のものでございますので、改めて先生方にこういうふうにつくれといふことを御指導をいただくといふ性格のも

のではなくて、センターがちゃんと工夫をして、意をくんで直していただくのが望ましい姿だと思いますので、そのようにしたいとは思っております。ただ、本来ですと、厳密に言えば、これで15年度の評価が終わって次は16年度の評価ということになるのですけれども、それでは先生方の御指導をいただく機会という面でも不足すると思っておりますので、大変恐縮ではございますが、来年の夏ということではなくて、しかるべき機会にもう一度お集まりいただいて、例えば今回いただいた御指導によりまして年度計画をどのように見直していくかとか、あるいはセンター自身の中期計画に基づく仕事のやり方について報告をさせていただくとか、そのほか、今後は各種の法律上の位置づけなどもいろいろ変わっていくという話が内々に来ておりますので、そういうことも踏まえてセンターの経営をどのように持っていくかということについて先生方に御紹介して御指導をいただく機会もお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

【委員】 質問をよろしいでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 会の進め方について分科会長にお聞きしたいのですが、ほかの部会では、独立行政法人の責任者が来て、説明をされて、それでというやり方をとっていますね。 委員、そうですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 それで、前は理事長以下がいらっやって説明されたのですけれども、評価をするときに、責任は役所ではなく法人そのものですから、法人の方が説明をされて、評点もそこでバシッと言う、そういうやり方をほかの評価委員会ではとっているのですけれども、それはどうされるのか。分科会長とよく御相談いただいて、ちょっと検討いただきたいと思います。

【分科会長】 今の委員のお話等も踏まえて、今後、分科会でセンター自身を同席させた上でやるかどうか。この前の会議等でセンター自身の考え方は十分聴取した、そして評価する際に評価される団体を入れて評価を行うことが適切かどうか、あるいは入れたて答弁権を与えるような形で進行させるのが適正なのかどうか、その辺のところでは今日は除外してやった方が公正な評価になるのではないかという考えでやらせていただいたわけですが、委員の御指摘にありましたように、ほかの評価委員会では必ずしもそうでもないということでもあります。どちらが適切な評価ができるのだろうかという観点から、本分科会もより適切なものというふうに考えるのであれば、必ずしも本日のようなやり方に固執する必要はないわけでありますので、それらも含めて十分検討して、最善の方法がとられるようにしたいと思っております。

では、環境防災課長の方もそういうことで御検討をお願いします。

【環境防災課長】 前回は報告、そして今回が評定ということですが、ほかのところはこれを一緒

にしているのではないか。その方が先生方の負担も少ないのではないかとということもございますので、全体の進め方については、分科会長とよく御相談しながら、またお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会